# 湯河原町防犯カメラ設置助成事業 (期間延長)

### 【交付申請】※工事着手前に申請

- 補助金交付申請書
- 課税台帳等閱覧承諾書
- 所有者と申請者が異なる場合は同意書
- 見積書の写し
- 施工前の現場写真

※工事内容によっては図面又は平面図



### 【書類審査・交付決定】

• 補助金交付 • 却下決定通知書



## 【着工】

※変更する場合は着手前に変更届を提出

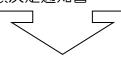
### 【工事完了報告】

- 完了報告書
- ・領収書の写し
- ・ 完了後の写真
  - ◎現地確認(必要に応じて)



### 【書類審查•交付額確定】

• 補助金額決定通知書



### 【請求書提出‧助成】

• 補助金請求書 ◎補助金入金

### 1)交付対象

- 町内の建物(店舗、事務所、倉庫、自宅等)で 屋外に設置する防犯カメラ等(ドアホン除く)
- 同一の建物に関し、この補助金の交付を受けたことがないこと

※防犯カメラとは、防犯を目的に継続的に設置されるカメラ装置で、録画装置を備えるものをいう

#### 2対象経費

- 防犯カメラ (録画装置含む) の購入費
- 町内の事業者と請負契約した、防犯カメラ等の設置工事費(既存設備の撤去又は移設に要する経費、土地の造成、土地又は建物等の使用若しくは取得に要する経費は除く)
- ※上記にかかわらず、保守点検費その他維持管理 に係る費用については対象としない
- ※屋内も同時に設置する場合は、上記経費をカメラ台数で按分し、屋外設置分のみが対象となる。また、1つの録画装置で2棟以上にカメラを設置する場合は1棟とみなす
- ※<u>令和8年3月31日</u>までに申請し、補助金の交付決定後に着手するもので、<u>令和8年9月30日</u>までに工事が完了するもの

#### 3助成の額

● 助成の金額は上記の対象経費が3万円(税抜) 以上が対象で、対象経費(税抜)の20%で5万円 を限度とし、千円未満は切り捨てとする。ただし、 個人宅で申請者が湯河原町に住民登録がない場 合は、対象経費(税抜)の10%で2万5千円を限 度とする

#### 4対象者

- 対象施設の所有者、管理者又は占有者
- 町税等の滞納がない者
- 「湯河原町防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」に準拠する者
- 防犯上必要な場合に、防犯カメラ設置情報を 捜査機関に提供することに同意する者

※助成を希望する方は、工事前に 地域政策課にご相談ください。